

事務連絡
平成20年10月30日

各都道府県建設業協会 御中

社団法人 全国建設業協会
労働部

公共事業労務費調査（平成20年10月調査）の適切な実施について

時下益々ご清祥こととお喜び申し上げます。

さて、このたび国土交通省総合政策局建設市場整備課長補佐より、別紙のとおり平成20年度実施の公共事業労務費調査の適切な実施についての周知依頼がありました。

同調査においては、より適切な実態把握のため、下記項目について確認することとなっております。

- 1 資格審査の厳格化について（事後送付も含む資格者証の写しの確認）
- 2 請負契約による労働者（いわゆる1人親方）に関する説明追加
- 3 棄却の恐れがある標本を提出した事業主への通知
- 4 補足調査の実施（資格取得や職種の兼務状況）
- 5 適正な実態把握（持参資料により十分な確認ができない場合の補充資料の提出）

つきましては、貴協会傘下会員に対し、別紙文書の添書である各地方連絡協議会事務局（各地方整備局等に設置）担当者宛「公共事業労務費調査度調査（平成20年10月調査）の適切な実施について」にご留意いただき、標記調査の適正な実施についてご協力いただきますよう周知方をお願い申し上げます。

以上

事務連絡
平成20年10月29日

(社)全国建設業協会
担当理事 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省総合政策局建設市場整備課長補佐

公共事業労務費調査（平成20年10月調査）の適切な実施について

平成20年8月4日付け国総建整第77号「公共事業労務費調査（平成20年10月調査）の実施について」の通知に基づき、労務費調査の実施に向け、ご協力をいただいているところと存じます。

本年度の公共事業労務費調査に当たっては、より適切な実態把握にむけ、一部職種において資格証の写しを確認するなど、調査方法の改善を行っているところです。このため、別添の通り、各地方連絡協議会あて通知し、適正な調査の実施にむけ徹底を図っているところですが、調査票の記載内容を確認するため、別途、確認のための書類の提出を求める場合があります。

つきましては、公共事業労務費調査の重要性に鑑み、資格証の写しをはじめとした確認書類の提出など、適正な実態把握にご協力頂きますよう、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願ひいたします。

事務連絡
平成20年10月29日

各地方連絡協議会事務局 担当官殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省総合政策局建設市場整備課長補佐

公共事業労務費調査（平成20年10月調査）の適切な実施について

平成20年8月4日付け国總建整第76号「公共事業労務費調査（平成20年10月調査）の実施について」（以下、「実施通知」）を通知し、労務費調査の実施に向けた準備を進めていただいているところです。

本年度の公共事業労務費調査に当たっては、一部職種において資格証の写しを確認するなど、調査方法の改善を行っているところです。

つきましては、下記の通り、より適正な実態把握に努めていただきますよう、お願いいたします。

記

1 資格審査の厳格化について

一部職種において、免許証等の写しを確認することとしておりますが、当日、持参されていない場合も一律に棄却せず、事後的に書類の送付を求めるなど、適正な実態把握に努めて下さい。特に本年度より、資格証の写しを確認することになった職種については、前年までと取扱いが変わったことが十分理解されていない可能性もあるため、特に留意願います。

2 請負契約による労働者（いわゆる一人親方）に関する説明追加

請負契約による労働者の実態を調査することとしておりますが、必要な書類が多岐にわたることから、当日、持参されていない場合も一律に棄却せず、事後的に書類の送付を求めるなど、適正な実態把握に努めて下さい。

3 棄却の恐れがある標本を提出した事業主への通知

書類等の不備状況について、該当する標本を提出した事業主に対し、不備状況の内容を通知することとしておりますが、これは、公共事業労務費調査への適正な対応を促し、棄却率を改善するためにお知らせするものですので、よろしくお取り扱い願います。

4 補足調査の実施

各種分析を実施するため、今年度調査においては、資格取得や職種の兼務状況などについて、補足調査を実施しておりますが、必要に応じて、調査対象者に聞き取りをおこなうなど、適正な実態把握に努めてください。

5 適正な実態把握

持参を依頼してある資料のみでは、実態が十分確認できない場合には、必要に応じて別途、記載事項を確認するための資料の提出を求めるなど、適正な実態把握に努めていただき、適正な実態把握ができない場合には、当該標本は棄却して下さい。特に、所定内労働時間については、勤務実態との一致状況、実物給与については、支給の根拠やこれに伴う所得税の源泉徴収の状況などを確認するとともに、必要に応じて、別途、記載の根拠となる資料の提示を求めるなど、適正な実態把握に努めて下さい。